2020年5月18日

参議院議員　厚生労働委員　各位

全国労働組合総連合　事務局長　野村幸裕

〒113-8462　文京区湯島2-4-4　全労連会館4F

TEL03-5842-5611

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案の

質疑にあたっての要請

新型コロナウイルス感染症対策について火急の議論が求められる国会において、年金制度改定法案の審議を延期し、コロナ問題が落ち着いて後に国民的議論の下で徹底審議することを求めます。

提出法案では、受給開始年齢の現在の選択幅（60歳から70歳）を「60歳から75歳」まで広げようしていますが、75歳までの引上げではなく、65歳からの年金支給で安心して暮らせるようにすべきです。

現在、支給開始年齢を段階的に65歳に引き上げているもとでも、65歳定年制は、多くの企業で整備が進んでいません。生活できない低年金の下で、定年後も働かざるを得ない労働者が多くなっていますが、現在70歳まで受給を延ばしている人は１％に過ぎません。

在職老齢年金制度については、廃止すべきです。働いても減額せずに満額受給できるようにしてください。

また、国民年金については、今回の改正案は改善策を何ら示していません。国民年金の被保険者は、現在フリーランスや非正規労働者も多く、低年金・無年金問題の解消が求められています。本来、パート労働者なども含めて基本的にすべての労働者に社会保険（厚生年金と健康保険）を適用すべきです。

無年金・低年金問題を放置して、労働者・高齢者に自助努力を求め、国の社会保障責任を果たそうとしない施策は、憲法25条に基づく社会保障制度として許されるものではありません。

審議にあたっては、現在の年金制度の欠陥を正すために、以下の内容を審議することを求めます。

記

1. 年金支給開始年齢の選択幅の引き上げではなく、65歳から年金受給で安心して暮らせるようにすること。
2. 厚生年金の適用拡大にあたっては、低所得者の保険料の減免制度を創設すること。
3. 「在職老齢年金減額制度」は廃止すること。
4. 「マクロ経済スライド」は廃止し、「最低保障年金制度」を創設すること。

５.　年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用

すること。

**新型コロナウイルス感染症拡大の折、お伺いしてお長居しなければならないところ、FAXにて要請書をお送りする失礼をお詫びします。**

**どうぞよろしくお願いいたします。**